

令和5年5月三芳町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年5月25日(木) 午後3時00分～午後4時40分

2. 開催場所 三芳町役場 201会議室

3. 出席委員 13人

会長	鈴木 浩
会長職務代理	島田 正
委員	松本 薫
	武田 直章
	抜井 俊
	瀬島 吉明
	塩野 智恵
	山田 剛
	古寺 貞雄
	早川 忠男
	松本 英雄
	鈴木 浩之

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案第96号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件

議案第97号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件(農地中間管理機構分)

議案第98号 利用配分計画の作成について

議案第99号 農地法第3条の規定による農地所有権移転申請に対する決定の件

議案第100号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件

報告第91号 2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件(報告)

報告第92号 農地法第6条の2の規定による農地等の利用状況報告書受理の件(報告)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 三浦 康晴 事務局次長 小林 豊明 主 幹 江田 直也
主 事 三浦 涼太 主 事 清水 大輝 主 事 補 森下 由理

6. 会議の概要

会長

それでは、三芳町農業委員会総会会議規則第6条により、出席委員が過半数に達しておりますので、ただいまより総会を開催いたします。

本日の議事における、議事録署名委員の指名については、議事録署名委員に武田直章委員、瀬島吉明委員を選任します。

本日の議事における、会議書記には農業委員会事務局の清水主事を指名いたします。それでは、本日の提出議案案件について、事務局より概要説明を求めます。

事務局

議案第96号、1、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件、別紙のとおり

議案第97号、1、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件（農地中間管理機構分）、別紙のとおり

議案第98号、1、利用配分計画の作成について、別紙のとおり

議案第99号、1、農地法第3条の規定による農地所有権移転申請に対する審査の件、別紙のとおり

議案第100号、1、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件、別紙のとおり

報告第91号、1、2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件（報告）、別紙のとおり

報告第92号、1、農地法第6条の2の規定による農地等の利用状況報告書受理の件（報告）、別紙のとおり

令和5年5月25日提出

三芳町農業委員会

会長 鈴木 浩

以上でございます。

会長

議案第96号番号1について事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局より説明いたします。

1ページをご覧ください。

番号1につきましては、

所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の2筆となります。
所在につきましては、2ページから3ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。
面積は上から 582 m²、1,503m²であり、権利が賃借権の設定です。
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利の始期と終期ですが、
令和5年6月1日から令和8年5月31日までの3年間となります。
なお、継続の利用権設定となります。
次に申請書に基づいて借人についてご説明します。
機械は、トラクター2台、トラック4台、耕耘機2台などを所有しており、農業を営む
環境にあると判断します。労働力は申請者含め5名となっています。主たる経営作
物は、トマト、サツマイモ、里芋、人参となります。
農作業従事日数については、申請者は300日で他に4名が満たしています。
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

13番委員 先日〇〇〇〇と一緒に現地を確認してきました。
〇〇〇〇は以前から〇〇〇〇で多くの農地を借りて耕作している方です。
今回継続の申請ということで、この場所で申請が出ておりますが、私の家が近く、
よく足を運ぶところであり、日ごろからよく見ている農地でございます。
昨年については、里芋が作付けされており、里芋収穫後は、今も残っておりますが、
麦が作付けされております。農地は L 字型になっているのですが、南側の方は、
本日通った時も軽トラック3台で農作業をしておりました。
継続の申請ということで問題ないと思いますが、ご審議のほどよろしく願いた
します。

会長 何か意見ございませんか。
異議なしの声がでましたので、決定とします。

議案第96号番号2について事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より説明いたします。
1ページをご覧ください。
番号2につきましては、

所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の2筆となります。
所在につきましては、4ページから5ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振地域となります。
面積は上から587㎡、448㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利の始期と終期ですが、
令和5年6月1日から令和5年8月31日までの3ヶ月間となります。
なお、新規の利用権設定となります。
次に申請書に基づく借人ですが、議案第96号番号1と同一であるため、説明は省略致します。
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

9番委員 現在、畑は綺麗に耕耘されております。
令和5年6月1日～3か月間と期間が短いのは、このあと中間管理機構による貸借に移行するために短いとのことでした。
慎重審議のほどよろしく願いいたします。

会長 何か意見ございませんか。
異議なしの声がでましたので、決定とします。

議案第97号番号1について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、事務局より説明いたします。
6ページをご覧ください。
議案第97号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項、農用地利用集積計画、いわゆる利用権設定の農地中間管理機構転貸方式での申請となっております。
番号1につきましては、
所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の2筆となります。
所在につきましては、7ページから9ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。
面積は上から 1,069㎡、1,442㎡の内1,100㎡の合計2,169㎡であり、権利が貸借権の設定です。
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

〇〇〇〇、〇〇〇〇

〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利の始期と終期ですが、

令和5年8月1日から令和11年7月31日までの6年間となります。

以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

11番委員 農地は綺麗に管理されています。
慎重審議のほどよろしく願いいたします。

会長 何か意見ございませんか。

1番委員 〇〇〇〇とはどこになっているのでしょうか。

事務局 地権者の家の裏は、果樹が作付けされているところがあり、そこを除いた貸借になっている。

9番委員 〇〇〇〇の貸借しない部分は、地権者の方で管理されるということですか。

事務局 現地は果樹の木が植わっているので、地権者の方で管理されると思います。

8番委員 一部の面積は、〇〇〇〇の方で測ったのか、それとも測量したのか。

事務局 特に測量までは求めていない。
この数字は、以前に当該地を他の人に貸していた時の面積です。

8番委員 仮に新規で一部の貸借が出た場合、そこは測量するのですか。

事務局 測量までは求めておらず、メジャーなどで面積を測っていただくことになる。

会長

他に何か意見ございませんか。
異議なしの声がありましたので、決定とします。

議案第98号番号1について事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、事務局より説明いたします。
10ページをご覧ください。
議案第98号は、農用地利用配分計画の作成の件となっております。
議案第98号は、埼玉県農林公社が貸付人になった農用地利用配分計画(案)について、三芳町長より意見照会がありました。
番号1につきまして、所在は議案第97号と同様になります。
所在につきましては、11ページから13ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。
面積も議案第97号と同様になります。
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利の始期と終期ですが、
令和5年8月1日から令和11年7月31日までの6年間となります。
以上です。
次に借人について説明します。
機械は、トラクター1台、耕耘機1台、噴霧器1台を所有しており、農業を営む環境にあると判断します。労働力は申請者含め3名となっています。主たる経営作物は、大根、枝豆、スイートコーン、ほうれん草、白菜、きゅうりとなります。
農作業従事日数については、申請者は300日で他に2名が満たしています。
また、〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇で5,846㎡の農地を現在経営されております。
事務局からは以上です。

会長

何か意見ございませんか。
異議なしの声がありましたので、「意見無し」とします。

議案第99号番号1について事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局より説明いたします。
14ページをご覧ください。

議案第99番号1は、農地法第3条の規定による許可申請の件となります。
番号1につきましては、
権利が所有権の移転となっております。
所在が〇〇〇〇の計1筆となっております。
所在につきましては、15ページから16ページの案内図、公図の写しをご覧ください。登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振農用地となっております。
面積が2,060㎡となっております。
譲渡人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇
譲受人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇
となっております。
譲渡人の経営面積は21,378㎡、
譲受人の経営面積は21,378㎡
となります。
申請事由は無償による所有権移転となっております。
続いて許可要件について説明いたします。
まず、農地をすべて効率的に利用しなければならない、
という全部効率利用要件について、
〇〇〇〇さんは、トラクター3台、噴霧器2台、耕耘機4台などを所有しており、農業を営む環境にあると申請書より判断しております。
労働力は、申請者を含め3名と記載されております。
主たる経営作物は、ほうれん草となっております。
また、農作業の従事要件、年間150日以上に従事要件についてですが、申請書によりますと3名満たしております。
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

4番委員 今回の案件の譲渡人及び譲受人の関係については、親子関係となっております。
譲受人の方は、住所が〇〇〇〇となっておりますが、農業に従事しているということは伺っております。
また、いずれ譲受人は、後継者として農地を耕作していく意向とのことですので、慎重審議のほどよろしく願いいたします。

会長 何か意見ございませんか。
異議なしの声がありましたので、許可とします。

議案第100号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、事務局より説明いたします。

議案第100号は相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件となっております。

こちらについて、相続税の納税猶予、以前は20年経過すると免除という形になっていましたので、その20年が経過するにあたり、税務署よりこちらの農業委員会に対して利用状況の確認の依頼があり、今回審議案件といたしました。

17ページをご覧ください。

番号1につきましては、

所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇〇〇の計7筆となっております。

所在につきましては、18ページの案内図をご覧ください。

17ページに戻ります。

登記簿地目、現況地目ともに畑となっております。

面積が上から1,004㎡、522㎡、1,077㎡、4,664㎡

703㎡、2,429㎡、2,627㎡の計13,026㎡となっております。

照会人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇

納税猶予の証明日は平成15年11月19日となっております。

会長

地元委員より補足説明をお願いします。

3番委員

先日〇〇〇〇と一緒に〇〇〇〇のお宅を訪問してお話を伺ってきました。

現在さつまいもの準備で畑を耕耘したり、マルチを張ってたりしてました。

さつまいも以外は麦が作付けされておりました。

〇〇〇〇は、20年間すべて畑を自作で耕作していたとおっしゃっておりました。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

何か意見ございませんか。

異議なしの声がでましたので、決定とします。

議案第100号番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、事務局より説明いたします。

19ページをご覧ください。

番号2につきましては、
所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の計10筆となっております。
所在につきましては、20ページの案内図をご覧ください。
19ページに戻ります。
登記簿地目、現況地目ともに畑となっております。
面積が上から5,406㎡、3,090㎡、617㎡、4,079㎡
968㎡、2,077㎡、616㎡、3,047㎡、1,922㎡、3,646㎡の
計 25,468㎡となっております。
照会人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇
納税猶予の証明日は平成15年11月19日となっております。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

3番委員 〇〇〇〇は〇〇〇〇の息子さんでございます。
相続時約6割以上は、〇〇〇〇が相続して納税猶予を受けた形となっております。
番号1と同様に耕作しておりますので、問題ないと思いますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 何か意見ございませんか。

9番委員 〇〇〇〇、〇〇〇〇は、〇〇〇〇と〇〇〇〇以外の者が所有しているのか。

事務局 2筆とも〇〇〇〇所有の農地となっております。

会長 他に何か意見ございませんか。
異議なしの声がでましたので、決定とします。

議案第100号番号3について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、事務局より説明いたします。
21ページをご覧ください。
番号3につきましては、

所在が〇〇〇〇の計1筆となっております。
所在につきましては、22ページの案内図をご覧ください。
21ページに戻ります。
登記簿地目、現況地目ともに畑となっております。
面積が2,942㎡となっております。
照会人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇
納税猶予の証明日は平成15年12月16日となっております。
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

13番委員 先日〇〇〇〇と一緒に現地を確認してきました。
この農地は、きれいに耕耘されております。
以前から雑草が繁茂するようなことはありませんでした。
現状きれいに耕耘されておりますので、問題ないと思いますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 他に何か意見ございませんか。
異議なしの声がありましたので、決定とします。

これよりは報告案件となるため、事務局より説明をお願いします。

事務局 23ページをご覧ください。
報告第91号番号1は、2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件となっております。
これは、耕作を行う者が、その事業のため、農機具置場・倉庫などの農業用施設を設置するにあたり、施設に必要な敷地面積が2アール未満である場合は、届け出を行うことで設置することができます。
また今回の報告案件については、農業委員会にて現地確認をした際に当該農業用施設があり2a未満の届出提出を指導して提出頂いた次第であります。
番号1につきましては、
所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の計2筆で、面積は上から2,610㎡のうち2.30㎡、2,610㎡のうち13.56㎡の計15.86㎡となっております。
所在等につきましては、27ページから30ページまでの案内図、公図の写し、配置図、立面図・平面図をご覧ください。
届出人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由は、農業用通路及び農業用物置として受理済みです。

報告第92号について説明いたします。

報告第92号番号1は、農地法第6条の2の規定による農地等の利用状況報告書受理の件です。

法人が農地を所有し、又は借り受け、耕作の事業に供しているときは、毎年、事業の状況等について農業委員会に対して報告しなければならないこととなっております。

28ページをご覧ください。

所在が〇〇〇〇の計1筆となっております。

所在につきまして、29ページから30ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともにすべて畑となっており、農振地域となっております。

面積が2,076㎡となっております。

こちらは、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画、いわゆる利用権設定による賃借権の設定となっております。

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇となっております。

権利の始期と終期は平成29年6月1日から令和4年5月31日までの5年となります。

事務局からは以上です。

会長

以上で、本日の提出議案はすべて終了しました。

最後に、事務局に申し伝えます。本日すべての議事が議決となりました。議案の議決文を作成し、本日の議案書とともに保管してください。

上記会議の顛末に相違がないことを証明するため、署名する。

令和5年6月26日

議長 鈴木 浩

署名委員 武田 直章

署名委員 瀬島 吉明